

**令和7年度ロボット実装促進センター
ドローン開発支援事業 / ドローン実証実験支援事業
募 集 要 項**

ロボット実装促進センター運営事務局

1. 事業目的

「ロボット実装促進センター」では、ドローンを活用した社会課題の解決や市場ニーズを踏まえた新たなサービスの提供を推進します。

本募集では、3年以内の実用化（令和10年3月31日まで）、神奈川県内でのドローンの実装が見込める斬新なプロジェクトを全国から募集します。

募集するプロジェクトは、災害、農業、点検など、神奈川県内の地域課題を解決するものとします。

＜募集するプロジェクト＞

① ドローン開発プロジェクト	本事業期間内に、安全性や信頼性を十分確保した新たなドローンの試作機を開発し、3年以内の実用化（令和10年3月31日まで）及び神奈川県内での実装を見込めるもの
② ドローン実証実験プロジェクト	本事業期間内に、安全性や信頼性を十分確保した既に製品・サービスが具体化している新たなドローン及びドローンを活用したサービスについて実証実験を行い、3年以内の実用化（令和10年3月31日まで）及び神奈川県内での実装を見込めるもの

2. 事業の概要等

（1）事業の概要

- 本事業は、3年以内の実用化（令和10年3月31日まで）、神奈川県内でのドローンの実装が見込める斬新な①ドローンの開発プロジェクト、②ドローン及びドローンを活用したサービスの実証実験プロジェクトを支援するものです。
- 本事業では、採択企業によるドローン開発あるいはドローン実証実験のうち、採択決定後から令和8年2月中旬までに行われ、令和8年2月20日（金）までに支払いが完了した開発あるいは実証実験の実施に係る経費に対し、1プロジェクトあたり次の金額を上限に支援します。
 - ドローン開発プロジェクト：1プロジェクトあたり税込最大1,200万円
 - ドローン実証実験プロジェクト：1プロジェクトあたり税込最大800万円

※経費支援に関する考え方については「別紙1」を参照してください。

※経費支援額の上限を超過し、より良いプロジェクトを提案していただいても構いません（超過分は応募者の負担）。

※本事業で採択事業者が実施するプロジェクトに対する経費支援の額は、採択後に事務局が承認した「実施計画書」に記載されたプロジェクトが完了し、その内容について事務局が「実施報告書」及び「経費精算資料」を通じて確認した上で最終決定するものとします。

（２）採択企業との役割分担

- 本事業で採択された応募者に求める取り組み、ロボット実装促進センターとの役割分担は以下の通りです。なお、記載のない事項については、都度、相談・協議の上、決めるものとします。

	応募者／採択企業	ロボット実装促進センター
募集・採択	✓ 応募申請書の作成	✓ 募集、審査の実施
準備	✓ 採択プロジェクトに関する実施計画書の作成（審査委員のコメントを踏まえた実施計画書の作成） ✓ 採択プロジェクトに関する経費計画書の作成	✓ 採択プロジェクトに関する実施計画書の確認・承認 ✓ 採択プロジェクトに関する経費計画書の確認・承認
開発・実証実験	✓ 実施計画書に基づくドローン開発の実施、あるいは実証実験の準備・実施	✓ 【実証実験プロジェクト】さがみロボット産業特区内における実証実験の実施機会の提供支援
	✓ 月に１～２回の進捗確認会議への出席、進捗報告資料の作成	✓ 進捗確認会議の開催、運営
	✓ 中間報告会（令和７年１１月上旬に開催予定）への出席、進捗報告資料の作成 ＜関係者限り＞	✓ 中間報告会の開催、運営
	✓ 試作機の性能・動作検証の実施	✓ さがみロボット産業特区内における性能・動作検証の機会の提供支援
	✓ 最終報告会（令和８年２月下旬に開催予定）への出席、報告資料の作成 ＜関係者限り＞	✓ 最終報告会の開催、運営
		✓ その他、開発成果の３年以内の実用化（令和１０年３月３１日まで）に向けた事業化支援（アドバイス等の実施）
実施結果の取りまとめ	✓ 開発成果あるいは実証実験成果の報告書（実施報告書）の作成	✓ 開発成果あるいは実証実験成果の報告書（実施報告書）の確認・承認
	✓ プロジェクトの実施結果に関する公表用資料の作成のための掲載コンテンツ（写真等）の提供	✓ プロジェクトの実施結果に関する公表用資料の作成
	✓ プロジェクトの実施結果に関する公表用資料の内容確認	
	✓ 経費精算資料の作成	✓ 経費精算資料の確認・承認
	✓ 請求書の提出	✓ 請求金額の支払い

	✓ ロボット実装促進センターの令和7年度の成果発表イベントへの協力	✓ 成果発表イベントの開催、運営
--	-----------------------------------	------------------

3. 募集する企業の概要

(1) 応募資格

応募者は、応募意思表明書の提出日において、次に掲げるすべての要件を満たす者であることとします。

また、複数事業者が共同でプロジェクトを企画し、応募することも差し支えありません。なお、複数事業者による共同提案の場合、応募プロジェクトを統括する者（幹事法人）が応募してください。

【応募資格：開発プロジェクト、実証実験プロジェクトの共通項目】

- 日本国内に住所を有し、国内法により設立された法人であること
(なお、プロジェクトの統括者（幹事法人）以外の共同事業者や再委託先の事業者が上記事項に該当しない場合も、応募することは可能です。)
- 神奈川県による指名停止期間中でないこと
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- 会社再生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと
- 反社会的勢力又はそれに関わるものとの関与がないこと
- 法令等若しくは公序良俗に反していない、又は反するおそれがないこと
- 本事業で実施する開発プロジェクトあるいは実証実験プロジェクトと同一内容で、神奈川県、国や他地方公共団体から開発委託や開発補助等を受けていないこと
- 過去に神奈川県、国や他地方公共団体から委託や補助等を受けた事業で不正がないこと
- 公益性が高く、新しいビジネスモデルの確立に向け、高い効果と実現性が期待されること
- ドローンの開発あるいは実証実験プロジェクト、実用化後の事業展開のなかで、応募者が神奈川県内に事務所又は事業所、拠点を有する特定の中小企業や大学等と連携すること
※なお、応募者もしくは共同応募者が神奈川県内に事務所又は事業所を有する中小企業の場合、必ずしも上記の応募資格を満たしている必要はありません。
- ドローンの開発プロジェクトあるいは実証実験プロジェクトの実施能力を有する者であり、最後までプロジェクトを完遂する意思があること
- 本事業におけるドローンの開発プロジェクトあるいは実証実験プロジェクトの終了後も、3年以内の実用化（令和10年3月31日まで）、神奈川県内での実装に向け取組を推進する意思があること

- 第三者からのサイバー攻撃に対するセキュリティや、データ漏洩リスクの対処など、安全性や信頼性を十分確保したドローンを開発するプロジェクトあるいは実証実験プロジェクトであること

【セキュリティに関する必須要件】

- ✧ なりすまし等による機体の乗っ取りに対する耐性があること
 - ✧ フライトログデータや空撮データなど、機体内に保存及び機体から転送されるデータに対するセキュリティ管理が十分図られていること
 - ✧ メーカー及び第三者パーティによるデータアクセスについて、ユーザーが把握・管理可能であること
 - ✧ その他セキュリティ管理が十分図られていること
 - ✧ 日本政府や日本政府の関係機関が定めるサイバーセキュリティ基本法および関連規則等に則ったシステムを開発あるいは活用すること
- 想定するターゲットユーザーの使用に適さない機能及び違法性のある機器を開発するものではないこと。若しくは、想定するターゲットユーザーの使用に適さない機能及び違法性のある機器を活用した実証実験ではないこと
 - 採択された場合、応募者名、応募プロジェクト名及びその概略を公表することに同意できること（複数の事業者等が共同で応募する場合には、すべての構成団体の名称を公表することに同意できることを応募資格とします）
 - 本事業におけるドローンの開発プロジェクトあるいはドローンの実証実験プロジェクトの終了後、ロボット実装促進センターが作成する公表用の開発プロジェクトあるいはドローン実証実験プロジェクトの実施結果に関する資料の作成に協力できること
 - 本事業の期間中及び終了後にロボット実装促進センターが実施、開催する進捗確認会議、中間報告会、最終報告会、成果発表イベントなどの活動に協力できること
 - 応募申請書の提出締め切りまでに、県の「ロボット企業交流拠点」の利用登録を行うこと

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/kyoten.html>

【応募資格：実証実験プロジェクトの固有項目】

- 既に製品・サービス（アイデアレベルではない）があり、実証したい実証実験の内容、必要なコスト、実施にあたっての体制等が具体化されていること
- ※実証実験プロジェクトでは、応募者あるいは共同提案者が自ら開発したドローン以外を用いることも可とします。なお、その場合も共通項目に記載の安全性や信頼性に関する点、セキュリティ要件等を満たしていることが応募資格となります。

(2) 募集件数

ドローン開発プロジェクト：2件程度

ドローン実証実験プロジェクト：2件程度

(応募者が、神奈川県事業「重点プロジェクト」として既に指定されている開発プロジェクトあるいは実証実験プロジェクトと同じ、または類するプロジェクトで本事業に対しても応募し、審査の結果、採択された場合、「重点プロジェクト」からは解除となります。)

4. スケジュール（予定）

(1) 募集～採択までの流れ

応募者の募集～採択までのスケジュールは以下の通りです。

1	募集の開始	令和7年5月19日（月）
2	事業説明会の開催 （オンライン開催） ※事前説明会の説明内容（動画）は、説明会開催日以降、ロボット実装促進センターのウェブサイトから閲覧いただけます。	令和7年5月23日（金）15:00 - 16:00 令和7年5月28日（水）15:00 - 16:00
3	応募意思表明の申請締切	令和7年6月5日（木）17:00 まで（必着）
4	応募申請書の提出締切	令和7年6月9日（月）17:00 まで（必着）
5	審査会	令和7年6月下旬（予定）
6	採択結果の通知	令和7年6月下旬（予定）

(2) 事業全体の流れ

事業全体のスケジュールは以下の通りです。なお、予定のため前後する可能性があります。

1	採択企業の決定	令和7年6月下旬（予定）
2	プロジェクトの実施計画書、経費計画書の作成	令和7年7月上旬～7月中旬
3	進捗確認会議の開催	採択決定後～令和8年2月中旬まで月1、2回の頻度で実施
4	中間報告会の開催	令和7年11月上旬に開催（予定）
5	試作機のパフォーマンス・動作検証	令和8年1月中旬～2月上旬
6	成果の取りまとめ（実施報告書の提出）	～ 令和8年2月下旬
7	経費精算資料の提出	～ 令和8年2月下旬
8	成果報告会の開催	令和8年2月下旬に開催（予定）
9	ロボット実装促進センターの令和7年度事業の成果発表イベントの開催	令和8年3月中旬（予定）

5. 応募方法

(1) 事業説明会

本募集に関する事業説明会（オンライン）を開催します。応募を検討されている場合は、必要に応じて参加をお願いします。説明会では、事業内容及び募集内容について説明、質疑応答を予定しています。

※事前説明会の説明内容（動画）は、説明会開催日以降、ロボット実装促進センターのウェブサイトから閲覧いただけます。

【開催日】

1回目：令和7年5月23日（金）15:00 - 16:00

2回目：令和7年5月28日（水）15:00 - 16:00

【開催形式】

オンライン開催（Teams）

※事前に参加登録をされた方に、事業説明会の URL をお送りいたします。

【事前参加登録】

説明会に参加を希望される方は、下記のウェブサイトから参加登録をお願いします。

<https://forms.office.com/r/jTgmAMjr1m>

※上記サイトはロボット実装促進センター事業運営受託者（TIS 株式会社）が管理する外部ウェブサイトになります。

(2) 応募意思表示

応募を希望する方は、下記のウェブサイトから応募意思表示の申請をしてください。応募意思表示の申請後、応募申請書の提出先メールアドレスをお伝えします。応募意思表示の申請がない場合、応募は認められません。

【提出方法】

オンライン申請

<https://forms.office.com/r/tdPNNF3mdz>

※上記サイトはロボット実装促進センター事業運営受託者（TIS 株式会社）が管理する外部ウェブサイトになります。

【提出期限】

令和7年6月5日（木）17:00 まで（必着）

(3) 応募申請書

ウェブサイトに掲載している「プロジェクト内容説明書 作成要領」に基づき、所定の応募書類に必要事項を記入の上、応募意思表明の申請後に個別にお伝えする提出先メールアドレス宛に提出してください。

【提出書類】

応募申込書

様式 1_応募者の情報

様式 2_プロジェクト内容説明書

【提出期限】

令和 7 年 6 月 9 日（月）17:00 まで（必着）

【提出方法】

- ✓ 応募意思表明の申請後に個別にお伝えする提出先メールアドレス宛に、メールで提出してください。
お持ち込み、郵送は受け付けません。
- ✓ 提出いただく資料はすべて PDF 形式で提出いただき、1 ファイルあたりのファイルサイズは 10MB までとさせていただきます。
- ✓ 提出時のファイル名は「株式会社 XXX（申請者名）_応募申込書」「株式会社 XXX（申請者名）_様式 1_応募者の情報」「株式会社 XXX（申請者名）_様式 2_プロジェクト内容説明書」としてください。
- ✓ 提出時のメールの件名は「【ドローン開発プロジェクト応募】株式会社 XXX（申請者名）_mmdd（応募日付）」、あるいは「【ドローン実証実験プロジェクト応募】株式会社 XXX（申請者名）_mmdd（応募日付）」としてください。

＜提出先＞

ロボット実装促進センター運営事務局

6. 審査方法

- 次の評価基準に基づき、外部委員で構成する審査会で審査を行い、審査委員の合計得点が高い企業を採択します。
- 審査は、応募申請書及び応募者によるプレゼンテーションをもとに行います。
- 審査会の開催は令和 7 年 6 月下旬を予定しています。開催日時等の詳細が決まり次第、応募申請書に記載の連絡先に連絡します。
- 審査会では応募申請書の内容に沿って説明をしていただき、審査委員からの質疑を行います。応募申請書以外の資料を用いて説明すること、応募者以外が説明することとは不

可とします。

- 応募多数の場合、応募申請書による書面審査（予備審査）を行い、書面審査の通過者のみをプレゼンテーション審査の対象とします。

評価基準の項目 および配点（100 点満点中）		審査の視点
1	社会への貢献度 [25 点]	✓ 応募者が提案するプロジェクトを通じて開発するドローンあるいはドローンサービスは、商品化後に県内市場・ユーザーのニーズを充足し、県内ドローン産業の底上げに資するものであるか ✓ 応募者が提案するプロジェクトを通じて開発するドローンあるいはドローンサービスは、神奈川県内の社会課題の解決に資するものであるか
2	市場性・事業性・競合優位性 [20 点]	✓ 応募者が提案するプロジェクトを通じて開発するドローンあるいはドローンサービスは、ターゲットとする市場が明確であり、今後成長が見込まれるか。また、一定のシェアの獲得が期待できるか ✓ 開発する製品・サービスが提供する価値が明確か。また、ターゲットとするユーザーのニーズにマッチするか ✓ 開発する製品・サービスは、競合他社と比較して優位性があるか
3	独自性・新規性 [10 点]	✓ 応募者が提案するプロジェクトを通じて開発するドローンあるいはドローンサービスに、製品・サービスとして、また、事業・構想としての独自性・新規性が認められるか（現在市販されている類似用途のドローンと比較して、優位性があるか）
4	実現可能性 [20 点]	✓ 応募者が提案するプロジェクトの実施スケジュール、実施体制、期間中の開発内容・目標は現実的か ✓ 応募者は3年以内の実用化（令和10年3月31日まで）に必要な知識、スキル、リソース、パートナーシップを有しているか ✓ 事業の実現に向けたハードルやリスクが洗い出されており、対応策が検討されているか
5	県内への波及効果 [25 点]	✓ 応募者が、県内に本社を有するか ✓ 応募者が提案するプロジェクトあるいは事業化後の取組に、神奈川県内に事務所又は事業所、拠点を有する中小企業や大学等と連携する構想はあるか ✓ （現時点で明確な構想がない場合）現実的に、プロジェク

		トあるいは事業化後の取組に、神奈川県内に事務所又は事業所、拠点を有する中小企業や大学等が関与できる可能性が認められるか ※「中小企業」とは、中小企業法第2条に定める中小企業者を指す。 詳細は下記の中小企業庁のウェブサイトを参照。 https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html
--	--	--

7. 留意事項

- 応募に係る経費は応募者の負担とします。
- 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- 提出期限以降の応募書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、応募書類に軽微な不備があった場合については、別途、ロボット実装促進センターから修正・再提出を指示します。
- 次の場合には、審査対象外とさせていただきますので、予めご了承ください。
 - (ア) 応募者が、法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
 - (イ) 暴力団等反社会的勢力との関係を過去又は現在において有している場合
 - (ウ) 応募内容に不備がある場合
 - (エ) 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載・申告している場合
 - (オ) 募集要項に定められた提出期限、提出方法及び提出先と適合しない場合
- 審査経過、審査結果に関するお問い合わせには応じられません。
- 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募書類は以下の取り扱いとします。
 - (ア) 氏名、住所、電話番号、その他の個人情報は「個人情報保護法」及びロボット実装促進センター運営事務局（TIS 株式会社）の「個人情報保護方針」や「個人情報の取扱いについて」に従って適切に取り扱います。
 - ☆ TIS 株式会社 個人情報保護方針
<https://www.tis.co.jp/privacypolicy/>
 - ☆ TIS 株式会社 個人情報の取扱いについて
<https://www.tis.co.jp/privacy/>
 - (イ) 個人情報は、本事業の審査及び運営の目的に限って利用し、厳重に管理します。
 - (ウ) 個人情報は、神奈川県及びロボット実装促進センター運営事務局（TIS 株式会社）が上記（イ）の目的の範囲内において共同利用します。また、法令等に基づく場合を除き、応募書類を通じて提出いただいた個人情報の取扱いを、本人の同意なく、神奈川県及びロボット実装促進センター運営事務局から第三者に提供することはありません。
 - (エ) 個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知の請求、又は個人情報

に関する苦情の申し出については、【8. 問い合わせ先】まで連絡してください。

- 本事業の実施にあたり、ロボット実装促進センター運営事務局と採択企業（共同で応募する場合は幹事法人）との二者間で委託契約を締結させて頂き、同契約に基づき、ドローンの開発に係る経費の支払いを行います。なお、本契約書には、反社会的勢力又はそれに関わるものとの関与を排除すること及び反社会的勢力だった場合の契約解除について、規定します。
- 本事業の実施にあたり、プロジェクトを通じて発生した、特許権、実用新案権、意匠権、商標権又はこれらの権利を受ける権利は採択企業の帰属とします。
- 本事業におけるプロジェクトの終了後、採択企業からロボット実装促進センターに提出いただく「実施報告書」の著作権（著作権法 27 条及び 28 条に定める権利を含む。）は神奈川県に帰属するものとします。ただし、採択企業がロボット実装促進センター運営事務局との契約締結以前から有していた著作物、又は採択企業が本事業以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は採択企業に留保し、その使用权、改変権を神奈川県に許諾するものとします。

8. 問い合わせ先

本募集に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

ロボット実装促進センター運営事務局

（運営受託者：TIS 株式会社）

電話：050 - 8892 - 3575 （10 時～17 時 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く））

問い合わせフォーム：<https://www.kanagawa-jisso-center.sky-inet.ne.jp/contact/>